

修士・博士課程（医学系）評価基準

	業績の種類	機構が定める基準	全学評価基準		医学部修士課程・博士課程評価基準	
			評価項目	全学評価基準	評価基準	
1	学位論文その他の研究論文 (省令第36条第1号)	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	大学院における教育研究活動に関する業績	研究科委員会等で高い評価を受けた学位論文		
2				レフリー制のある学内研究誌に掲載された論文	・レフリー制のある学内研究誌に掲載された研究テーマに関連した論文であること ・筆頭著者の論文であること ・原著論文 その他	1編に付き 3 1
3				日本学術振興会及び民間財団が公募している競争的資金の獲得	日本学術振興会及び民間財団が公募している競争的資金の獲得	3
4				研究に対する学内の賞の受賞	研究に対する学内の賞の受賞	3
5			専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績	レフリー制のある学会誌、学術誌への掲載論文	インパクトファクターが付与されている学会誌・学術誌への掲載であり、筆頭著者であること 原著論文	1編に付き IF×10
6				学会賞、学術賞の受賞	学会賞、学術賞の受賞	1回に付き 3～30
7				学会等での発表		
8	特定の課題研究 (省令第36条第2号)	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	各研究科等で認める業績			
9	著書・データベース・その他の著作物 (省令第36条第3号)	前記に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど特に優れた活動実績として評価されること	大学院における教育研究活動に関する業績	大学において刊行されたデータベース・その他著作物等		
10			専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績	著書・データベース・その他の著作物		
11	発明 (省令第36条第4号)	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	特許	特許出願など、発明、発見等による顕著な業績		
12	授業科目の成績 (省令第36条第5号)	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	修業年限短縮			
13						
14	研究又は教育に係る補助業務の実績 (省令第36条第6号)	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	大学院における教育研究活動に関する業績	RAによる研究活動への貢献が顕著であること		
15				TAによる教育活動への貢献が顕著であること		
16			専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績	学外での非常勤講師等、学外への従事		
17	音楽、演劇、美術 その他芸術の発表会における成績 (省令第36条第7号)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	音楽、美術、演劇その他の発表会における成果	発表会での高い評価		
18	スポーツの競技会における成績 (省令第36条第8号)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	主なスポーツ競技会での結果	主な競技会での高い成績		
19	ボランティア活動 その他の社会貢献活動の実績 (省令第36条第9号)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	専攻分野に密着した学内でのボランティア活動	ボランティア活動による学内での高い評価		
20			専攻分野の特殊性を生かしたボランティア活動	社会貢献、国際貢献による高い評価		
21	各研究科等で認める業績					

(注) 各研究科等、各グループにおいては、選考基準間に評価のウェイトの違いを設けることができる。